

令和 7 年 12 月 11 日

各位

杉本電機産業株式会社

公正取引委員会からの勧告について

本日、杉本電機産業株式会社（以下、「当社」）は、公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下、「下請法」）に基づく勧告（以下、「本勧告」）を受けました。

御取引先様をはじめ関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

1. 本勧告の概要

当社では、一部商品（以下、「当該商品」）の製造を委託している下請法上の下請事業者である御取引先様（以下、「下請事業者様」）に対し当該商品の契約単価より減額してお支払しておりました。この行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止）規定に違反すると判断されたものです。

また、下請事業者様に対し、当該商品を受領した後、その給付に係る品質検査を実施できていない状況で、不具合のある当該商品を返品しております。この行為が、下請法第4条第1項第4号（不当な返品の禁止）の規定に違反すると判断されたものです。

尚、減額した代金及び返品分の代金相当額を既にお支払しております。

2. 本勧告への当社の対応

当社は、本勧告を厳粛に受け止め、今後の取引において下請法に違反する行為が発生することのないよう、本件について役員及び従業員に周知徹底するなど、本勧告において求められた措置を速やかに実行するとともに、コンプライアンスの一層の強化と再発防止に努めてまいります。

お問い合わせ先

杉本電機産業株式会社 管理本部総務課

電話番号：044-211-4745

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日を除く）

以上